

那覇市崖地防災工事費等補助金交付要綱

令和6年3月22日

まちなみ共創部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内における崖崩れ又は地滑り（以下「崖崩れ等」という。）の発生が予想される崖及び既に崖崩れ等が発生した崖に対し、所有者等が防災工事又は応急防災工事（以下「防災工事等」という。）を行うために、必要となる費用の一部を補助することにより、市民の生命及び身体の保護を図るとともに、安全なまちづくりを推進することを目的とする。

2 防災工事等にかかる費用への補助については、那覇市補助金等交付規則（昭和52年規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖 自然又は人工の斜面で、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第1項で規定されるものをいう。
- (2) 崖地 高さ2メートルを超える崖からの水平距離が沖縄県建築基準法施行条例（昭和47年条例第83号）第5条第1項に掲げる位置にある土地をいう。
- (3) 崖崩れ 高さ2メートルを超える崖における土砂の流出又は崩壊をいう。
- (4) 地滑り 崖地の一部が地下水等に起因して滑る現象又はこれに伴って移動する現象をいう。
- (5) 所有者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 崖地の所有者、管理者又は占有者
 - イ 崖地に隣接し、又は近接する宅地（以下「隣接宅地等」という。）の所有者、管理者又は占有者
 - ウ 被災家屋等又は被災想定家屋等の所有者、管理者又は占有者

- (6) 道路等 公道、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路、同法第43条第2項第2号に基づく空地、又はその他これらに類するもので市長が認めるものをいう。
 - (7) 家屋等 建築基準法第2条第1号に規定する建築物(法人が所有しているものを除く。)で、同条第4号に規定する居室を有し、かつ、当該居室が現に使用されているものをいう。
 - (8) 被災家屋等 既に発生した崖崩れ等により被災した家屋等で、前号による居室が被災したものをいう。
 - (9) 被災想定家屋等 崖地にある家屋等で、第7号による居室が被災するおそれのあるものをいう。
 - (10) 防災工事 補助事業者が行う崖崩れ等による災害防止又は被害低減のための施設を新設又は改修する工事(応急防災工事を除く。)であって、当該工事の専門家により設計されたものをいう。
 - (11) 応急防災工事 崖地において既に発生した崖崩れ等による被害拡大の防止等のために行う土砂及び倒木等の障害物の除去、仮設の施設の設置その他の応急的な措置のための工事をいう。
- 2 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業として、次に掲げるものをいう。
- (1) 崖崩れ等により道路等又は前項第7号による居室に被害が及ぶおそれがあるため、災害防止のための措置を講じるよう建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定(以下「法令の規定」という。)による指導又は勧告を受けた既存の崖について行う防災工事
 - (2) 既に発生した崖崩れ等により道路等又は前項第7号による居室に被害を及ぼしており、安全確保のための措置を講じるよう法令の規定による指導又は勧告を受けた既存の崖について行う防災工事
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、相当の危険があり、災害防止のための措置を講じるよう本市からの改善要請を受けている崖について行う防災工事
 - (4) 本要綱の施行日以降に発生した崖崩れ等により道路等又は前項第7号による居室に被害を及ぼしている又は被害を及ぼすおそれのある既存の崖につ

いて、二次災害防止のため崖崩れ等の発生後速やかに行う応急防災工事

3 この要綱において「補助事業者」とは、次に掲げる者で、営利を目的としないものをいう。

- (1) 所有者等で、補助事業を行う個人
- (2) 所有者等から補助事業を行うことを委任された個人又は自治会等の地縁団体

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる者に交付する。

- (1) 前条第2項第1号から第3号までの補助事業を行う補助事業者で、市税を完納しているもの
- (2) 前条第2項第4号の補助事業を行う補助事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市内に営業所を置く事業者以外の事業者と補助事業に係る契約を締結した者

(補助金の交付対象の除外)

第4条 次に掲げるものは、補助金の交付対象から除く。

- (1) 法令の規定による命令又は監督処分を受けている崖地
- (2) 沖縄県急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の対象となる区域に属する崖地
- (3) 防災工事等について他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付の申請を行う又は交付の決定を受けた崖地
- (4) 関係者の間で係争又は紛争のある崖地
- (5) 法令の規定に違反する防災工事
- (6) 既に工事着手又は完成した防災工事
- (7) 宅地造成工事又は建築工事（被災家屋等の建て替え及び補修工事を除く。）と同時期に実施する防災工事

- (8) 先行する宅地造成工事又は建築工事（被災家屋等の建て替え及び補修工事を除く。）の完了日から3年未満に実施する防災工事
- (9) 工事費用が10万円を超えない補助事業
- (10) 調査設計のみ行い、工事を行う見込みがない場合
- (11) 崖の位置の変更その他の土地の有効活用を図ることを目的とする場合
- (12) 日本国憲法第89条（公の財産の用途制限）の規定に抵触するおそれがある場合
- (13) 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条（保証契約）の規定に抵触するおそれがある場合

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次に掲げる補助事業につき、当該各号に定める額とする。なお、各工事で複数の工法を組み合わせた場合は、それぞれの工法の額の合計を補助対象とする。

- (1) 防災工事 当該工事及び調査設計に要する費用の合計の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。
- (2) 応急防災工事 当該工事に要する費用の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

2 次に掲げるものは、前項各号に定める額に含まないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 補助事業者自ら又は請負契約を締結せずに施工した工事における手間及び労力に係る費用

3 補助事業を行う土地を複数の者が所有している場合は、法人及び営利を目的とする個人が所有する持ち分を除いて、補助金の予定額を算出する。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行う者（以下「申請者」という。）は、第3条の規定による補助金の交付対象者とする。

2 前項にかかわらず、補助事業を行う土地において建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）が適用される場合は、同法第3条に基づく管理者を申

請者とする。なお、この場合、申請、工事の施工及び補助金の受領について、当該法令に基づき、集会における議決を得るものとする。

- 3 防災工事の交付申請は、同一の敷地につき1回を限度とする。
- 4 応急防災工事の交付申請は、同一の敷地につき一会計年度毎に1回を限度とする。
- 5 補助事業を行う土地の所有者以外の者が申請する場合及び補助事業を行う土地を複数の個人又は法人が所有している場合は、当該地の全ての所有者から申請、工事の施工、その後の維持管理、補助金の受領、及び交付規則第20条の財産の処分の制限について承諾を得ていることを条件とする。
- 6 申請者は、交付申請の前に、申請内容について本市と事前調整をしなければならない。ただし、応急防災工事で緊急に対応する必要がある場合、事後報告とすることができる。
- 7 申請者は、交付申請をしようとする場合、補助金申請書（第1号様式）正副各1通のほか別表第1に定める書類を添付して市長へ提出しなければならない。ただし、応急防災工事の場合、理由により添付書類の一部を省略できる。
- 8 前項に規定する交付申請を行った申請者は、次条第1項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受ける前に、補助対象となる防災工事の契約及び着手をしてはならない。ただし、第6項ただし書により事後報告とする場合を除く。

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、交付申請の内容を適当と認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付申請の内容を不適当と認めるときは、交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（申請の取止め）

第8条 申請者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、当該通知を受領した日から起算して14日までに申請の取止めをすることができる。

2 申請者が、交付決定通知書を受領した後、自己の都合その他特別の事由により工事を中止する場合は、申請の取止めを行うものとする。

3 申請者は、前2項の規定により申請の取止めを行うときには、速やかに補助金申請取止め届（第6号様式）及び当該交付決定通知書を市長に提出しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による申請の取止めがあつたときは、当該申請に係る交付決定はなかつたものとみなす。

5 申請者は、交付決定通知書を受領する前に、補助金の交付の申請取下げをすることができる。

（事業の内容変更）

第9条 申請者は、交付決定通知書を受領後に、交付申請した内容に変更が生じる場合は、補助金事業内容変更報告書（第7号様式。以下「変更報告書」という。）に変更となった内容が確認できる書類を添付し、市長に報告すること。その際、必要に応じて市長の指示を受けなければならない。

（補助事業の完了の報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業完了報告書（第8号様式）正副各1通のほか別表第2に定める書類を添付して市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告の内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（兼 補助金交付決定通知書（変更））（第9号様式。以下「額確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、次に掲げる場合、当該補助事業につき、これを交付決定の内容及びこれに付した条件（以下「交付決定内容等」という。）に適合させるための措置をとるべきことを、是正命令書（第10号様式）により、その理由を付して申請者に命ずることができる。

- (1) 第10条に基づく補助事業の完了の報告の内容が不相当と認めたとき
- (2) 補助事業の完了の報告の前において、現場の状況が不相当と認めたとき

（補助金の請求）

第13条 申請者は、額確定通知書の受領後に、補助金交付請求書（第11号様式）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、申請者が第3条第2項各号のいずれか又は申請内容が第4条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、補助金の交付決定を取消すものとする。

2 市長は、申請者が交付規則第16条第1項に規定する行為の他、次に掲げる行為をしたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更（以下「交付決定の取消し等」という。）をすることができる。

- (1) 第9条に基づく市長の指示に従わないとき
- (2) 第15条の規定に違反したとき
- (3) 防災工事等の請負契約者（元請負契約者及び全ての下請負契約者）及び日雇労働者が第3条第2項第1号に該当する者であることが明らかになったとき
- (4) 交付決定年度内に工事に着手していないとき
- (5) 工事が著しく遅延しているとき
- (6) 崖地、隣接宅地等、被災家屋等又は被災想定家屋等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき

3 前2項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 4 市長は、交付決定を取消す場合、補助金交付決定取消し通知書（第12号様式）により、交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合は、補助金交付決定内容等変更通知書（第13号様式）によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止及び一般承継）

第15条 第7条第1項及び第11条の規定による通知を受けた申請者は、決定された権利を第三者に譲渡してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、申請者が死亡した場合は、補助事業の契約を相続した個人が、補助金に係る権利を承継することができる。
- 3 前項の規定により権利を承継し、申請者となる場合は、変更報告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第16条 防災工事等完了後の崖の維持管理は、所有者等が適正に行うものとする。

（雑則）

第17条 交付規則第9条及び第17条から第21条までの規定は、これを準用する。

- 2 この要綱及び交付規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

提出書類一覧

(様式)

提出書類		備考
①	補助金申請書	第1号様式
②	土地使用承諾書	第2号様式
③	誓約書	第3号様式
④	補助金交付決定通知書	第4号様式
⑤	補助金不交付決定通知書	第5号様式
⑥	補助金申請取止め届	第6号様式
⑦	補助金事業内容変更報告書	第7号様式
⑧	補助事業完了報告書	第8号様式
⑨	補助金額確定通知書 (兼 補助金交付決定通知書 (変更))	第9号様式
⑩	是正命令書	第10号様式
⑪	補助金交付請求書	第11号様式
⑫	補助金交付決定取消し通知書	第12号様式
⑬	補助金交付決定内容等変更通知書	第13号様式

(別表第1) 第6条関係

提出書類		備考
①	防災工事等計画図面等	防災工事等計画図面 (案内図、配置図、平面図、対策工断面図、対策工正面図、構造図、詳細図、垂直投影面積求積図等)、工事の工法計画上必要な場合は、構造計算書、崖の安定計算書、土質調査資料等
②	工作物確認済証の写し	建築基準法第6条又は第6条に規定する確認を受ける場合
③	盛土規制法第12条第1項の許可通知書の写し	宅地造成等工事規制区域において宅地造成等に関する工事を行う場合
④	盛土規制法第30条第1項の許可	特定盛土等規制区域内において特定盛土等

	通知書の写し	又は土石の堆積に関する工事を行う場合
⑤	土地使用承諾書（第2号様式）	申請地の所有者以外の者が申請する場合及び申請地を複数の個人が所有している場合
⑥	第6条第2項なお書きによる集会の議決が確認できる議事録	申請者が区分所有法の管理者の場合
⑦	委任状（補助事業実施）	所有者等から補助事業を行うことを委任された場合
⑧	委任状（申請手続き）	申請者がこの要綱に基づく補助金の手続きについて第三者に委任する場合
⑨	納税証明書（完納証明）	申請者のもの
⑩	本人確認書類	官公署が発行した申請者及び受任者のもの
⑪	登記事項証明書（土地・建物）	対象の崖地及び家屋等に係るもの
⑫	賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者である事を証明できる書面	申請者が所有者でない場合
⑬	公図	
⑭	見積書	工事の内訳及び税抜き金額がわかる様式のもの、2者以上の市内に営業所を置く事業者から徴取すること。
⑮	現況写真	崖及び申請地の状況が分かるもの
⑯	設計者の専門技術に関する資格証明書等の写し及び設計実績表	
⑰	施工者の専門技術に関する資格証明書等の写し及び工事实績表	
⑱	工事工程表	
	その他市長が必要と認める図書	

(別表第2) 第10条関係

提出書類		備考
①	工作物検査済証	建築基準法第7条又は第7条の2に規定する完了検査を申請する場合
②	盛土規制法第17条第1項の検査済証の写し	宅地造成等工事規制区域において宅地造成等に関する工事を行った場合
③	盛土規制法第36条第1項の検査済証の写し	特定盛土等規制区域内において特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行った場合
④	工事写真	施工前及び施工後のもの
⑤	工事費用の清算書	請求書、領収書、送金伝票等(入出金を確認できるもの)の写し
⑥	工事請負契約書の写し	
⑦	工事費内訳書	工事の種類及び内訳明細(工事箇所、仕様、数量、単価等)が明記されている内訳書
⑧	その他市長が必要と認める図書	